

救急医療施設運営費等補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、地域住民の救急医療を確保するため、救急医療施設運営等事業を実施する一般社団法人静岡県医師会、医療施設の開設者、当該事業を実施する医療施設の開設者に補助する市町及び熱海市に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「救急医療施設運営等事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - ア 一般社団法人静岡県医師会が実施する救急医療に関する協力活動事業（以下「救急医療協力促進事業」という。）
 - イ 休日又は夜間において入院治療を必要とする小児救急患者の医療を地域において輪番制方式により行う病院（以下「小児救急医療施設」という。）を市町が運営する事業及び小児救急医療施設の運営事業を行う病院の開設者に対し、市町が補助を行う事業（以下「小児救急医療施設運営事業」という。）
 - ウ 24時間診療体制により心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の重篤救急患者の救命医療を行う施設（以下「救命救急センター」という。）を医療施設の開設者が運営する事業（以下「救命救急センター運営事業」という。）
 - エ 救命救急センターのドクターヘリを活用して、救命救急センターを運営する病院の開設者が、救急患者の救命率の向上や広域救急患者搬送体制の向上を図る事業（以下「ドクターヘリ導入促進事業」という。）
 - オ 病院（救命救急センターを運営する病院を除く。）において、救急救命士の行う心肺蘇生等の救急救命処置の実習を行うための体制整備を促進することにより、救急救命士の業務の高度化と資質の向上を図る事業（以下「救急救命士病院実習受入促進事業」という。）
 - カ 熱海市初島において、発生した重症救急患者をヘリコプター等により搬送する際、機内において早期に必要な救急措置を行うため、熱海市が添乗する医師を確保する事業（以下「ヘリコプター等添乗医師確保事業」という。）
 - キ 救命救急センターを運営する病院及び第二次救急医療機関において、地域の実情に精通した看護師、社会福祉士等の医療従事者を救急患者退院コーディネーターとして配置することにより、急性期を脱した救急患者の円滑な転床・転院を促進し、救急医療用病床を有効に活用するとともに、医師等の負担の軽減を図る事業（以下「救急患者退院コーディネーター事業」という。）
 - ク 第二次救急医療機関において、急性期病床確保のため、地域の医療機関等と連携し、回復した患者の転院などを促進する必要がある、地域内での救急医療に関する役割分担が円滑に行われるよう、病院救急車を活用し、高次の医療機関からの転院搬送を促進するとともに、救急搬送の需要が高まる場合に備えた患者搬送の手段の確保を図る事業（以下「病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業」という。）
- (2) この要綱において「医療施設」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。
- (3) この要綱において「第二次救急医療機関」とは、休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保する医療施設をいう。

第3 補助の対象及び補助率

別表のとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 経費所要額調べ（様式第3号）
 - エ 歳入歳出予算書の抄本
 - オ その他参考となる資料

- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 市町にあっては、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（様式第4号）を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 市町長が補助金の交付を決定する場合には、(1)、(2)及び(4)に掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1)及び(2)の事項中「知事」とあるのは「市町長」と読み替えるものとする。
- (6) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)の承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

第6 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 変更承認申請書（様式第5号）
 - イ 変更事業計画書（様式第2号）
 - ウ 変更経費所要額調べ（様式第3号）
 - エ 変更歳入歳出予算書の抄本

- (2) 提出期限
別に定める日まで

第7 実績報告書

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第6号）
 - イ 事業実績書（様式第2号）

- ウ 収支精算書（様式第3号）
- エ 歳入歳出決算書の抄本
- オ その他参考となる資料

(2) 提出期限

補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第7号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第7号）

イ 資金状況調べ（様式第8号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

(4) 市町長が補助金の交付をする場合の取扱い

市町長が補助金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に取り扱うものとする。この場合において、(3)の事項中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、昭和59年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和62年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

事業	種目	補助の対象	補助率及び補助額
		経費	
救急医療協力促進事業	—	<p>一般社団法人静岡県医師会が実施する次に掲げる事業に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医師の救急医療に関する学識及び技能の向上を図るための研修会開催事業 2 救急医療業務の円滑な運営を図るための救急医療地域連絡協議会開催事業 3 救急医療の実施に関する事業で知事が必要と認めたもの 	<p>一般社団法人静岡県医師会が実施する経費欄に掲げる事業に要する経費の実支出額以内とし、300万円を限度とする。</p>
小児救急医療施設運営事業	—	<p>市町が実施する当該事業に要する次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 報償費（医師雇上費） <p>病院の開設者が実施する当該事業に要する次に掲げる経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 報償費（医師雇上費） 	<p>市町が実施する当該事業に要する経費の実支出額の合計額と別紙1に定める基準額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額以内</p> <p>病院の開設者が実施する当該事業に要する経費の実支出額と別紙1に定める基準額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で、かつ、市町が補助するのに要する経費の3分の2以内</p>
救命救急センター運営事業	救命救急センター	<p>救命救急センターを運営する病院の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）が実施する当該事業に要する次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料） 2 旅費 3 備品費（図書） 4 消耗品費 5 材料費（医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費） 6 被服費 7 印刷製本費 8 通信運搬費 9 光熱水料 10 損料及び借料 11 会議費 12 保険料 13 雑役務費 14 燃料費 15 委託費 16 研究研修費 17 減価償却費 18 資産減耗費 	<p>救命救急センターを運営する病院の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）が実施する当該事業に要する実支出額と別紙2に定める基準額とを比較していずれか少ない額を選定し、その選定した額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額</p>

救命救急センター運営事業	<p>救命救急センターを運営する病院の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）が実施する当該事業に要する次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料） 2 消耗品費 3 燃料費 4 委託費 5 租税公課（自動車税、自動車重量税） 	<p>救命救急センターを運営する病院の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）が実施する当該事業に要する実支出額と次に定める基準額とを比較していずれか少ない額を選定し、その選定した額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>ドクターカーの運転手を確保する場合 4,701千円×確保月数/12月</p>
ドクターヘリ導入促進事業	<p>救命救急センターを運営する病院の開設者が実施する当該事業に要する次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ドクターヘリ運航経費（ドクターヘリの運航に必要な委託費（ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費（航空保険料）） 2 搭乗医師・看護師確保経費（ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）） 3 運航連絡調整員確保経費（ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な給与費（職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤））、委託費（上記経費に該当するもの）） 4 ドクターヘリ運航調整委員会経費（ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な諸謝金（委員謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃料及び損料（会場借料）、会議費） 5 ドクターヘリレジストリ構築経費（ドクターヘリのレジストリ構築に必要な給与費（職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤））、委託費（上記経費に該当するもの）） 	<p>救命救急センターを運営する病院の開設者が実施する当該事業に要する経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額と、1から5までの各経費の合計額と別紙3に定める基準額の合計額とを比較して最も少ない額</p>
救急救命士病院実習受入促進事業	<p>「救急医療対策実施要綱」（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）第7に基づき病院の開設者が実施する当該事業に要する次に掲げる経費</p> <p>コーディネーター医等に必要コーディネーター医給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金（指導医謝金）、社会保険料（非常勤）</p>	<p>病院の開設者が実施する当該事業に要する経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額と、左に掲げる経費の合計額と1,369千円とを比較して最も少ない額</p>

ヘリコプター等添乗医師確保事業	<p>熱海市が実施する次に掲げる事業に要する経費 初島からの救急患者搬送に活用するヘリコプター等に添乗する医師の person 費及び災害補償費（死亡時に支払われる補償相当分の保険料）</p>	<p>熱海市が実施する経費の実支出額と次に定める基準額の合計額とを比較していずれか少ない額</p> <p>1 医師 person 費 1 回当たり 50,000 円 2 災害補償費 1 回当たり 8,190 円</p>
救急患者退院コーディネーター事業	<p>救命救急センターを運営する病院及び第二次救急医療機関の開設者が実施する当該事業に要する次に掲げる経費 救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、委託費（上記経費に該当するもの）</p>	<p>救命救急センターを運営する病院及び第二次救急医療機関の開設者が実施する当該事業に要する経費の実支出額と次に定める基準額とを比較していずれか少ない額を選定し、その選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に 3 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>1 か所当たり 9,724 千円 × 事業月数 / 12 月</p>
病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業	<p>第二次救急医療機関の開設者が実施する当該事業に要する次に掲げる経費 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業に必要な給与（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、備品購入、通信運搬費、借料及び損料、消耗品費、保険料、燃料費、委託費、租税公課（自動車税、自動車重量税）</p>	<p>第二次救急医療機関の開設者が実施する当該事業に要する経費の実支出額と次に定める基準額とを比較していずれか少ない額を選定し、その選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>病院救急車の運転手を確保する場合 4,701 千円 × 確保月数 / 12 月</p>

小児救急医療施設運営事業基準額表

1 基準額

区 分		基 準 額
(常勤の体制)		
休 日	A、B	26,310円×診療日数
	C	13,150円×診療日数
夜 間		26,310円×診療日数
夜間加算		19,782円×診療日数
小児救急電話 相談実施加算		14,838円×診療日数
(オンコール体制)		
13,570円×診療日数		

(注) 1 夜間加算は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第1項及び第4項に定める割増賃金（時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上)）を手当している場合に限る。

(注) 2 オンコール体制とは、医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制をいう。

2 診療日は、原則として診療時間が次の表に掲げる区分に応じ該当する対象時間を充足している場合は、それぞれ1日とする。

区 分		対 象 時 間
休 日	A	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から12月31日までの日、1月2日及び1月3日において、午前8時から午後6時まで
	B	週休2日制に伴う土曜日又はその振替日において、午前8時から午後6時まで
	C	週休2日制に伴う土曜日又はその振替日において、午前8時から午後1時まで、又は午後1時から午後6時まで
夜 間		午後6時から翌日午前8時まで

(注) 週休2日制に伴う土曜日又はその振替日を休日として扱うことができる場合は、事業主体である地方公共団体が小児救急医療施設運営事業実施地区において60パーセント以上の病院が閉院方式で週休2日制を実施している場合で小児救急医療施設運営事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として算定できるのは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から12月31日までの日、1月2日及び1月3日を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。

救命救急センター運営事業補助金基準額表

1 基準額

次により算出された額の合計額とする。

(1)次により算出された額の合計額に2に定める評価に基づく率を乗じて得た額とする。(ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記により算出された額に1/2を乗じるものとする。)

① 30床以上の運営の場合

171,675,000円×運営月数/12月

ただし、30床未満21床以上の運営の場合は、1床当たり、4,677,000円×運営月数/12月を減額する。

② 20床の運営の場合

124,897,000円×運営月数/12月

ただし、20床未満の運営の場合は、1床当たり、2,573,000円×運営月数/12月を減額する。

③ 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合

13,272,000円×確保月数/12月

ただし、救命救急センターの評価による充実段階がSまたはAの場合に限り算定するものとする。

④ 脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合

13,272,000円×確保月数/12月

ただし、救命救急センターの評価による充実段階がSまたはAの場合に限り算定するものとする。

⑤ 小児救急専門病床に医師、看護師を専任で確保する場合

55,995,000円×確保月数/12月

⑥ 重症外傷の外科系専門医を専任で確保する場合

13,272,000円×確保月数/12月

(2)在日外国人にかかる前年度の未収金(1か月1人当たり20万円超)に限って20万円を超える部分

2 救命救急センターの評価は、「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」(平成21年5月13日付け厚生労働省発医政第0513001号)6の別表2に定める別添2に基づき国が評価した充実段階により、次の率とする。

充実段階	率
S、A	100%
B	90%
C	80%

ドクターヘリ導入促進事業基準額表

基準額

次により算出された額の合計額とする。

ドクターヘリ運航経費	<p>ア 位置情報把握システムを利用している場合</p> <p>(ア) 年間飛行時間 50 時間未満 289,156,000 円×運営月数／12 月</p> <p>(イ) 年間飛行時間 50 時間以上 100 時間未満 299,156,000 円×運営月数／12 月</p> <p>(ウ) 年間飛行時間 100 時間以上 150 時間未満 309,156,000 円×運営月数／12 月</p> <p>(エ) 年間飛行時間 150 時間以上 200 時間未満 319,156,000 円×運営月数／12 月</p> <p>(オ) 年間飛行時間 200 時間以上 250 時間未満 329,156,000 円×運営月数／12 月</p> <p>(カ) 年間飛行時間 250 時間以上 300 時間未満 339,156,000 円×運営月数／12 月</p> <p>(キ) 年間飛行時間 300 時間以上 350 時間未満 349,156,000 円×運営月数／12 月</p> <p>(ク) 年間飛行時間 350 時間以上 359,156,000 円×運営月数／12 月</p> <p>イ 位置情報把握システムを利用していない場合</p> <p>(ア) 年間飛行時間 50 時間未満 287,356,000 円×運営月数／12 月</p> <p>(イ) 年間飛行時間 50 時間以上 100 時間未満 297,356,000 円×運営月数／12 月</p> <p>(ウ) 年間飛行時間 100 時間以上 150 時間未満 307,356,000 円×運営月数／12 月</p> <p>(エ) 年間飛行時間 150 時間以上 200 時間未満 317,356,000 円×運営月数／12 月</p> <p>(オ) 年間飛行時間 200 時間以上 250 時間未満</p>
------------	---

	<p>327,356,000 円 × 運営月数 / 12 月 (カ) 年間飛行時間 250 時間以上 300 時間未満</p> <p>337,356,000 円 × 運営月数 / 12 月 (キ) 年間飛行時間 300 時間以上 350 時間未満</p> <p>347,356,000 円 × 運営月数 / 12 月 (ク) 年間飛行時間 350 時間以上</p> <p>357,356,000 円 × 運営月数 / 12 月</p>
搭乗医師・看護師確保経費	17,917,000 円 × 運営月数 / 12 月
運航連絡調整員確保経費	1,942,000 円 × 運営月数 / 12 月
ドクターヘリ運航調整委員会経費	3,542,000 円
ドクターヘリレジストリ構築経費	1,086,000 円